

○厚生労働省告示第二百九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

「T〇六〇一―一―三

Z 四七〇三

別表第二の十一の項及び十四の項中

Z 四七五―一―二―七

を「T六〇六〇一―二―六三」に改

Z 四七五―一―二―二八」

「T〇六〇一―二―一八

め、同表の五十八の項中

「T〇六〇一―二―一八

を T〇六〇一―二―三七 に改め、同表の八百

T 一五五三

T 一五五三

「T〇六〇一―一―三

Z 四七〇三

三十八の項及び八百四十一の項中

を「T六〇六〇一―二―六三」に改め、

乙 四七五—二—七

乙 四七五—二—二八

「T〇六〇—二—一八

「T〇六〇—二—一八

同表の八百七十二の項中

を

T〇六〇—二—三七

に改める。

T一五五三

」

T一五五三

」